

電話番号・メールアドレスお預かりサービス利用規約

ソフトバンク株式会社

第1条 本規約の適用

1. ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます)は、電話番号・メールアドレスお預かりサービス利用規約(以下「本規約」といいます)に従い、利用者に電話番号・メールアドレスお預かりサービス(概要は別紙に定めるとおりとし、以下「本サービス」といいます)を提供します。また、利用者は本サービスの申込および利用開始にあたり、本規約に同意していただく必要があります。
2. 本規約に定めのない事項については、当社約款等の定めが準用されます。
3. 当社は、当社ホームページでの告知その他当社所定の方法にて利用者に通知することにより、本規約を変更することがあります。その場合、本サービスの提供条件は変更後の規定によるものとします。

第2条 用語の定義

本規約において用いられる語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「回線契約」とは、当社が提供する電気通信サービスを利用するための当社通信サービス約款に基づく当社と利用者の間で成立する契約をいいます。
- (2) 「継続不可サービス」とは、本サービスを利用する回線契約に係る全てのオプションサービス、特別料金プラン、キャンペーン、その他当該回線契約が継続していることを要件とする一切の特典をいいます。ただし、当社が本サービス利用中も継続可能であることを指定したものは除きます。
- (3) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、又は電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- (4) 「当社通信サービス約款」とは、当社が別途定める3G通信サービス契約約款および4G通信サービス契約約款のうち、利用者が利用中の通信回線契約に適用のある約款をいいます。
- (5) 「申込者」とは、第4条(申込)に定める要件を満たす方のうち、当社の定める方法により利用契約の申込をした方をいいます。
- (6) 「料金月」とは、当社が回線契約毎に定める、回線契約に基づく料金を計算する際に用いる起算日からその翌月の起算日応当日の前日までの期間をいいます。
- (7) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく当社と利用者の間で成立する契約をいいます。
- (8) 「利用者」とは、利用契約に基づき本サービスを利用する方をいいます。
- (9) 「利用料金」とは、本サービスに係る月額料金を総称していいます。

第3条 本サービスの変更、中斷および廃止

当社は、利用者の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を変更、中斷、または廃止することができるものとします。この場合、当社から利用者に対し、当社ホームページ上での掲示その他当社が適切と判断する方法により通知するものとします。

第4条 申込

1. 本サービスの利用を希望する者は、当社の定める方法により利用契約の申込を行う必要があります。
2. 本サービスは、回線契約の契約者うち、当社が別途指定する本サービスの対象端末を利用中の者（当社から対象端末をレンタルしている者を除きます。）に限り、申し込むことができます。
3. 申込者は、利用契約が成立する前であっても、本サービスの申込を取り消すことはできません。
4. 申込者は、利用契約の成立により申込者以外の者の権利義務に影響がある場合（通信契約等における特別料金や割引等の適用の終了を含みますがこれらに限られません。）、当該申込者以外の者から当該影響について了承を得た上で、本サービスの申込を行うものとします。

第5条 契約の成立

1. 当社は、前条の申込があった場合、当社通信サービス約款の定めを準用するほか、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申込を承諾するものとし、当該承諾を以て利用契約は成立します。
 - (1) 申込のあった通信回線について、既に利用契約が成立している場合
 - (2) 申込のあった通信回線について、申込日の属する料金月に他の利用契約が存在していた場合
 - (3) 過去の利用状況、申込者の対応履歴、その他の事情により、本サービスの不正利用が懸念される場合
2. 利用契約が成立した場合、利用者は、利用契約の有効期間中に本サービスの月額料金を支払う必要があります。
3. 利用契約の成立時に当社より利用者に交付する書面および電磁的記録は、利用契約の一部を構成するものとします。

第6条 電気通信サービスの利用停止

1. 利用契約の有効期間中、利用者は、当社通信サービス約款の定めにかかわらず、本サービスの対象となる回線契約に係る一切の電気通信サービスを利用できません。ただし、ソフトバンクカスタマーサポート（157番）への発信および My SoftBank の一部の機能についてはこの限りではありません。
2. 利用契約の有効期間中、別紙に定めるものを除き、前項の定めに基づき利用できない電気通信サービスの利用料金は、原則として発生せず、または発生する場合は原則として当該期間に対応する電気通信サービスの利用料金相当額を割り引きます。ただし、利用契約の成立日を含む料金月および終了日を含む料金月については、本サービスの利用により電気通信 サービスが利用できなかった日数にかかわらず、当該電気通信サービスの利用料の満額を請求する場合があります。
3. 前項の割引は、当社の他の割引等と併用することができない場合があります。

第7条 権利譲渡等の禁止

利用者は、当社が別途承認した場合を除き、本サービスを利用する権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ貸与し、または担保に供することはできないものとします。

第8条 継続不可サービスの解約申込

当社は、本サービスの申込により、当該申込のあった契約回線に係る全ての継続不可サービスの解約の申込があったものとみなします。

第9条 継続不可サービスの終了

1. 利用契約の成立時に継続不可サービスは解約により終了します。ただし、一部の継続 不可サービスについては、利用契約の成立日の属する料金月の直前の料金月の末日をもって終了します。
2. 前項に基づき終了した継続不可サービスは、利用契約が終了した場合であっても自動的に再開するものではありません。
3. 第1項の定めに基づき終了した継続不可サービスについては、利用契約終了後に再度利用できない場合（当該継続不可サービスの新規加入を停止している場合を含みますが これに限られません。）があります。この場合において、当社は当該継続不可サービスの代替サービス（当該継続不可サービスと同一の契約条件を保証するものではありません。）を指定する場合があります。

第10条 継続不可サービスの違約金等

1. 継続不可サービスの終了に伴い、違約金が発生する場合があります。
2. 前項に定める違約金の額のほか、継続不可サービスの終了日の属する月の継続不可サービスの利用料金等については、各継続不可サービスの利用規約等の定めるところによります。

第11条 利用料金

本サービスの利用料金は以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) 月額料金 429円（税込）

第12条 支払方法

1. 前条に定める利用料金は、本サービスに係る通信回線の回線契約で合意した方法で支払っていただきます。

第13条 本サービスの利用

利用者は、本サービスの利用およびその結果（回線契約に基づく電気通信サービスが利用できること、継続不可サービスが終了すること等を含みますがこれらに限られません。）につき一切の責任を負うものとします。万一、利用者による本サービスの利用に関連しましたは起因して、第三者から当社に対して何らかの請求、訴訟その他の紛争が生じた場合、当該利用者は、自らの費用と責任において当該紛争を解決し、当社に経済的負担が生じた場合にはこれを賠償するものとします。

第14条 免責

1. 当社は、本サービスの完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行うものではありません。
2. 本サービスの利用または利用契約の成立、存続もしくは終了に起因して発生した利用者の損害について、理由の如何を問わず当社は一切責任を負わないものとします。ただし、利用者が消費者契約法（平成12年法第61号）に定める消費者の場合、当社の故意又は重大な過失に基づく債務不履行による損害は除きます。
3. 本サービスの提供条件の変更、その他の事由により、本サービスを利用するため 이용자に何らかの負担が生じた場合であっても、当社はその費用を負担しません。

第15条 利用者からの解約

- 利用者が利用契約の解約を希望する場合は、当社の定める方法により、利用者自身で解約手続きを行うものとします。
- 前項の定めにかかわらず、利用契約が成立した日の属する料金月に、利用者は利用契約を契約することはできません。
- 利用者は、第1項に基づき行った解約の申し出を取り消すことはできません。

第16条 当社が行う利用契約の解除

当社は、次の場合に利用契約を解除することがあります。

- (1) 利用者が利用料金を支払わない場合
- (2) 前号に定めるほか、利用者が本規約に違反し、その事実が本サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる場合
- (3) 利用者の住所または利用者が指定した住所に、当社から送付する郵送物が到達しない場合

第17条 利用契約の終了

- 利用契約は、利用契約の成立日が属する月の翌月1日から5年後の応当日の前日をもって、期間満了により終了するものとします。
- 前項に定めるほか、当社が本サービスを廃止した場合、利用契約は当然に終了するものとします。

第18条 (回線契約の終了)

前条第1項に基づき利用契約が終了した場合、利用契約の終了日をもって回線契約も同時に終了するものとします。

第19条 (パーソナルデータの取扱い等)

当社は、申込者および利用者にかかるパーソナルデータについて、本規約および「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

第20条 雜則

1. 利用者による本規約に反した行為または違法な行為によって当社が損害を受けた場合、当社は当該利用者に対して損害賠償請求することができるものとします。
2. 本サービスに関する一切の権利は、当社または当該権利を有する第三者に帰属します。
3. 本規約に関する準拠法は、日本法とします。また、本サービスまたは本規約に関する利用者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を一番の専属的合意管轄裁判所とします。
4. 利用契約の有効期間中の当社から利用者への通知は、利用者の住所または利用者が指定した住所（日本国内に限ります。）に当社が郵送した後、通常到達に要すべき期間を経過したときに通達したものとみなします。
5. 本規約に記載のある金額は全て税込表示です。

2014年5月15日制定

2014年12月19日改定

2015年4月15日改定

2015年8月7日改定

2021年4月1日改定

2021年6月16日改定

2022年4月1日改定

2023年3月15日改定

別紙（電話番号・メールアドレスお預かりサービス）

1. サービス概要

当社電気通信サービスを利用するための電話番号（電話の利用できない端末で本サービスを利用する場合を除きます。）およびメールアドレスを、最長5年間保管するサービスです。

2. 対象端末

iPhone、iPad、SoftBank スマートフォン（Android）、タブレット、X シリーズ、SoftBank 3G（携帯電話）、みまもりケータイ、SIM 単体

3. 保管対象のメールアドレスドメイン

① @softbank.ne.jp

② @i.softbank.jp

③ @*.vodafone.ne.jp

※「*」には、d/h/t/c/r/k/n/s/q のいずれかの文字が入ります

4. 利用上の注意

① ユニバーサルサービス料および端末代金（残債がある場合に限ります。）は利用契約の有効期間中も請求されます。

（ア）ユニバーサルサービス料

（イ）端末代金（残債がある場合に限ります。）

（ウ）請求書郵送（当該オプションを利用されている方に限ります。）

② 主な継続不可サービスは以下の URL をご参照ください。

<http://www.softbank.jp/mobile/support/oazukari/>

③ 第三者の提供するサービスの継続可否、利用料金の要否等については、当該サービスの提供者にお問い合わせください。

④ 利用契約の終了日は My SoftBank でご確認いただけます。

⑤ 1年もしくは2年単位での継続利用を前提に契約いただくサービス（以下「年契サービス」といいます。）の契約期間のカウントについては、利用契約の有効期間中は年契サービスの契約期間のカウントを一時停止し、利用契約が終了した際にカウ

ントを再開します(本サービスの利用中は年契サービスの契約期間にカウントされません)。

- ⑥ 継続不可サービスの終了により、利用契約の成立日の属する料金月に係る電気通信サービスの利用料に割引が適用されない場合があります。
- ⑦ 利用契約の有効期間中に、回線契約の譲渡、承継、解約、MNP 転出予約はできません。
- ⑧ 前各号のほか、本サービスに係る注意事項については以下のサイトをご参照ください。<http://www.softbank.jp/mobile/support/oazukari/>

以上